

令和2年6月22日
京都市行財政局
〔担当 税務部税制課〕
電話 213-5200

宿泊税条例施行後の状況に関する調査結果について

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成30年10月1日から宿泊税を導入しています。

この度、宿泊税条例可決時の付帯決議*を踏まえ、条例施行後の状況に関する調査を実施しましたので、その調査結果について下記のとおりお知らせします。

今般の調査結果は、今後の宿泊税に関する事務や宿泊事業者の事務負担の軽減に向けた取組に役立ててまいります。

※ 付帯決議（抄）

条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

記

<調査結果の主なポイント>

- 宿泊税の認知度について、市民は、宿泊税について6割以上が「知っている」と回答、宿泊者は、宿泊税について「知らない」との回答が半数以上
- 宿泊税の使途の認知度については、宿泊者の約8割が「知らない」と回答
- 宿泊税の徴収事務で最も苦労していることについての宿泊事業者の回答は、「宿泊税納入申告書の作成・提出」「宿泊客への説明」「特にない」がそれぞれ約3割を占める。
- 代理徴収*の仕組みがあれば「活用したい」と回答した宿泊事業者が6割以上

※ 旅行者等を通じた宿泊予約において、旅行者等が事前の決済時に宿泊客から宿泊料金と宿泊税を同時に徴収し、これらを区分して宿泊事業者に渡す仕組み

1 調査目的

宿泊税条例施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、現行の宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証する基礎資料として活用するため

2 調査概要

(1) アンケート調査

	宿泊事業者アンケート	宿泊者アンケート	市民アンケート	旅行業者アンケート
調査対象	特別徴収義務者となっている宿泊事業者 300事業者	京都市内への宿泊者 (日本人宿泊者・外国人宿泊者)	18歳以上の市民 4,000人	旅行業者11事業者
調査方法	無作為抽出による 郵送配布－郵送回収	調査員の聞き取りによるヒアリング調査 (市内5箇所：二条城、伏見稲荷大社、清水寺、嵐山、京都駅)	無作為抽出による 郵送配布－郵送・Web回収	郵送配布－郵送回収
調査期間	令和元年12月～ 令和2年2月	令和元年 12月14日(土) 12月15日(日)	令和元年12月～ 令和2年1月	令和元年12月～ 令和2年3月
回収状況	166事業者 (回収率55.3%)	1,047人	1,383人 (回収率34.6%)	3事業者 (回収率27.3%)

(2) ヒアリング調査

	観光関係団体ヒアリング	有識者ヒアリング
調査対象	観光関係団体5団体(団体名：実施日順) ○京都ホテル協会 ○京都市観光協会 ○京都簡易宿所連盟 ○日本ホテル協会京都支部 ○京都府旅館ホテル生活衛生同業組合	学識経験者3名(対象者名：実施日順) (元「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」委員) ○矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部 国際社会学科教授 ○西垣 泰幸 龍谷大学経済学部教授 ○田中 治 同志社大学法学部教授
実施方法	対面でのヒアリング調査	対面でのヒアリング調査
実施期間	令和2年2月～令和2年3月	令和2年3月

3 調査結果の概要 (概要版は別紙1, 調査報告書は別紙2のとおり)

(1) アンケート調査結果

ア 宿泊税の認知度 (宿泊者アンケート, 市民アンケート) (概要版3頁)

- 宿泊者は、宿泊税について「知らない」との回答が半数以上を占めている。
- 市民は、宿泊税について6割以上が「知っている」と回答している。

イ 宿泊税の支払いに関する広報・説明に対する宿泊客の反応 (宿泊事業者アンケート) (概要版5頁)

- 「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」との回答が最も多い。
- 「苦情を受けることが多い」との回答は、最も割合が高いアジアの宿泊客でも2割に満たない。

ウ 徴収事務で最も苦勞していること (宿泊事業者アンケート) (概要版5頁)

- 「宿泊税納入申告書の作成・提出」「宿泊客への説明」「特にない」の回答が、それぞれ約3割を占めている。

エ 課税免除の確認事務について最も苦労していること（宿泊事業者アンケート）（概要版6頁）

- 約6割が、「現在のところ課税免除の対象となる宿泊がないため、特段問題は生じていない」と回答している。
- 「課税免除の対象がある」宿泊事業者のうち、約6割が「課税免除の確認事務について、対応等に苦慮することがある」と回答している。

オ 申告納入期限の特例制度^{*}の適用要件について（宿泊事業者アンケート）（概要版6頁）

- 6割以上が、「特段の意見はない」と回答しているものの、約3割が「許可届出から1年を待たずとも、特例が適用されるようにしてほしい」と回答している。

^{*} 通常毎月の申告納入が必要なところ、3箇月分を取りまとめて年4回の申告納入とする特例

カ 代理徴収^{*}について（宿泊事業者アンケート）（概要版6頁）

- 代理徴収の仕組みがあれば「活用したい」との回答が6割以上を占めている。

^{*} 旅行業者等を通じた宿泊予約において、旅行業者等が事前の決済時に宿泊客から宿泊料金と宿泊税を同時に徴収し、これらを区分して宿泊事業者に渡す仕組み

キ 宿泊税の使途について（宿泊事業者アンケート，宿泊者アンケート，市民アンケート）（概要版7頁）

(7) 宿泊税の使途の認知度

- 宿泊事業者や市民においては、「市バスや観光地の混雑緩和，マナー啓発」が最も認知度が高く、次いで「文化財，伝統芸能，伝統産業，京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」が続く。
- 宿泊者においては、約8割が「知らない」と回答している。

(4) 宿泊税の使途に対する要望

- 宿泊事業者や市民においては、「市バスや観光地の混雑緩和，マナー啓発」への要望が最も多い。
- 宿泊者においては、「文化財，伝統芸能，伝統産業，京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」への要望が最も多い。

(2) ヒアリング調査結果（主な意見）

ア 観光関係団体ヒアリング（概要版8頁～10頁）

(7) 宿泊税に関する広報や周知について

- 宿泊税の使途を中心に広報し、納税者に納得して支払ってもらえるような周知をしてほしい。
- 観光客に感謝の気持ちを伝えるような内容・文言を入れてほしい。

(4) 徴収事務について

- 申告書等作成のための集計に手間がかかっており、他の事業に手が回らなくなっている。
- カード決済の場合の宿泊税の手数料については、事業者が負担をすることがないように、カード会社等に働きかけてほしい。

(ウ) 申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- 要件を緩和すると、事務負担の軽減につながると思う。

(エ) 課税免除について

- 事務負担が増加することは厳しいが、年齢を要件とする課税免除を設けてはどうか。
- 課税免除の対象を拡大すると、徴収事務の負担が増加すると考えられ、対応できない。

(オ) 代理徴収について

- 旅行者に宿泊税を徴収してもらえれば、事務負担は軽減されると思う。
- 旅行者が徴収した宿泊税を直接京都市に納付してもらうことまでは望んでいない。事前決済時に併せて宿泊税を徴収し、宿泊事業者に渡してもらえれば良い。

(カ) その他

- 宿泊税の外国語標記については、観光振興目的であることが分かる名称にしてはどうか。
- 低価格帯の宿泊について、宿泊料金に見合った宿泊税額にしてほしい。
- 税額の算出方法を定額から定率にした場合、宿泊料金の多寡による不公平感は減るかもしれないが、事務負担が増える。
- 特別徴収事務補助金の補助率を3%から引き上げてもらいたい。

イ 有識者ヒアリング（概要版10頁）

(ア) 宿泊税の認知度・周知について

- 周知については、宿泊税を活用した事業の実績を公表していくことが効果的であると思う。
- 宿泊税が認知されることが最終目的ではなく、京都市内に宿泊される方にまた来てもらう、その際に気持ちよく宿泊税を支払ってもらう、その循環が最終目的である。
- 宿泊税の外国語での名称を観光振興目的であることが分かるようなものにするということについては賛成である。ただし、「kyoto」の文言を入れて、京都の観光振興になるということをPRするべきである。

(イ) 課税免除について

- 税制度は簡素なものであるべきであり、課税免除を設けない方が望ましいと考える。
- 修学旅行等の次世代の育成を目的とした「教育」旅行を課税免除の対象にするという整理を行ったものなので、課税免除の対象拡大は行うべきではない。
- 仮に課税免除の対象を拡大しなければならないのであれば、あくまでも「教育」旅行を課税免除の対象とするという考え方は崩さず、幼保一元化の範囲内で行うべきである。

(ウ) その他

- 税制度はできるだけシンプルに、分かりやすくするべきで、税額の算出方法を定額から定率にすると、制度が複雑化してしまうと思う。

- 今般の新型コロナウイルス感染症のように、今後不測の事態が生じた際に、宿泊事業者への支援等柔軟な対応が可能となるよう、基金を設けることを検討してはどうか。

(3) アンケート及びヒアリング調査結果の分析（概要版11頁）

- ① 宿泊税は使途を中心に、分かりやすく周知・広報を行うことはもとより、ターゲット別のより効果的な広報の方法についても検討していく必要がある。
- ② 特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担の軽減につながる各種取組を進めていく必要がある。
- ③ 京都市の宿泊税制度は、宿泊事業者や関係団体の高い意識に支えられている。